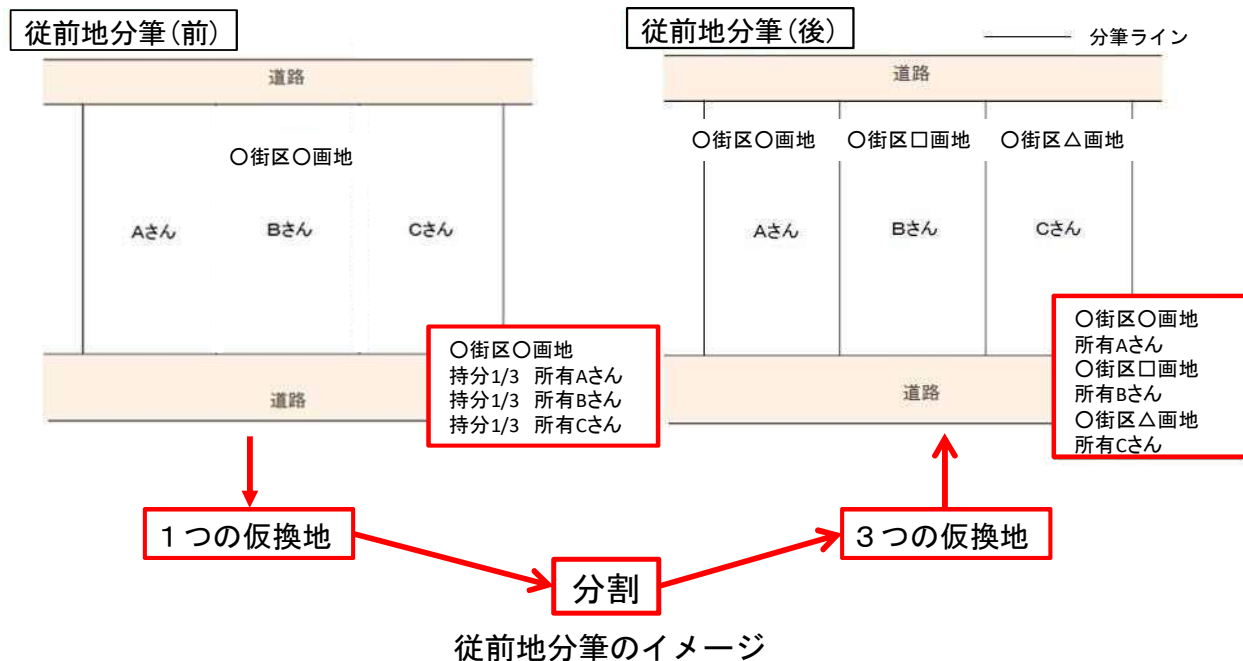


### ③従前地分筆の手続き

仮換地の分割を希望される方は、従前地分筆の手続きが必要となります。  
 詳しい手続きの内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談ください。  
 なお、手続きには2ヶ月前後の期間を要しますので、予めご了承ください。  
 ※当区画整理事業地内は地区計画で最低敷地面積が120㎡と定められております  
 ので、120㎡を超える仮換地の分割をご検討下さい。



### ④所有権移転の案内

事業地内の土地について所有権の移転があった場合、「所有権移転届出書」の提出をお願いしております。

届出書は、岩槻まちづくり事務所にて配布しておりますので、お越しく下さいますようお願い申し上げます。

※届出書に、新所有者と前所有者の押印（認め印可）が必要となりますので、所有権の移転が判明した時点で、事前にご相談ください。

### ⑤区画整理のよくある質問

Q1 土地の「清算金」についてはいつ確定するのですか？

A1 「清算金」とは、「区画整理前後の土地の評価の差分を是正するために徴収・交付する金銭」であり、道路等の整備や宅地造成が完了した時点でなければ、その額を算出することができません。

今後、換地処分に当たり、地区内の測量を実施したうえで、清算金の額を算出しますので、額が確定し、徴収あるいは交付について義務や権利が発生するのは、換地処分の公告がされた翌日となります。

Q2 仮換地証明書などの証明書はどこで取得できますか？

A2 証明書は岩槻まちづくり事務所の窓口で1通300円で発行しております。郵送での取得は原則できませんのでご注意ください。また、取得できる証明書につきましては以下をご参考ください。

- ・仮換地証明書
- ・底地証明書
- ・保留地証明書
- 等

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業

# 区画整理だより

令和3年3月発行

早春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
 日頃より、江川土地区画整理事業の推進にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます  
 ございます。

さて、事業の進捗状況につきまして、令和元年度は、南辻新曲輪線の舗装修繕工  
 事を実施いたしました。令和2年度は、引き続き南辻新曲輪線の舗装修繕工事等  
 を実施するとともに、調整池排水機場の一部工事を実施しています。

今後とも、早期の事業完了を目指して鋭意努力して参りますので、引き続きご協  
 力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩槻まちづくり事務所長 関根 利明

### 江川土地区画整理審議会について

令和2年度の審議会につきましては、新型コロナウイルスによる緊急事態宣  
 言の発令などを考慮し、開催を見送っております。

令和元年度に行われた「仮換地指定の変更について」などは、令和3年度  
 に開催予定の審議会において、令和2年度分とあわせて報告させていただきます。



【問合せ先】

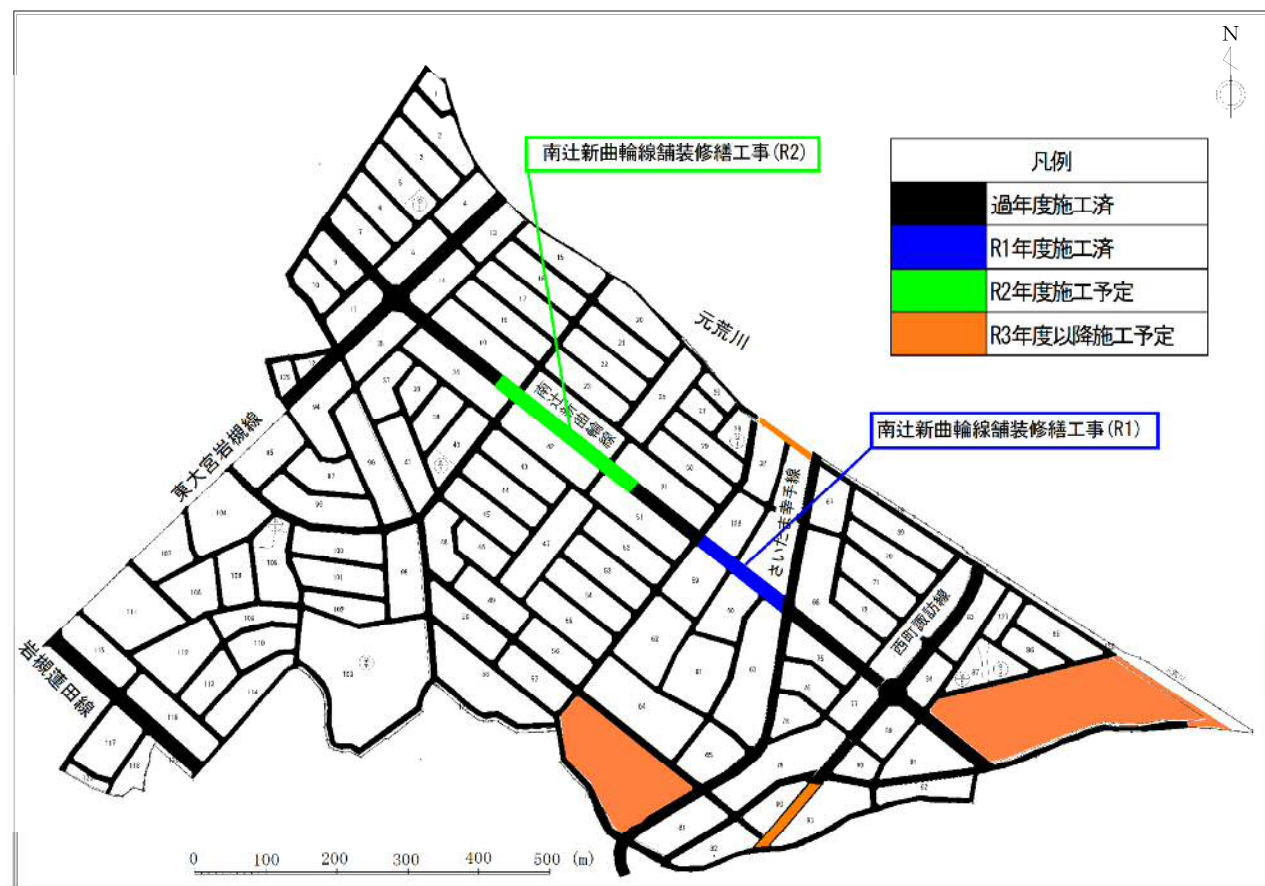
さいたま市 都市局 まちづくり推進部 岩槻まちづくり事務所  
 区画整理係

〒339-8585 さいたま市岩槻区本町3-2-5 ワッツ東館4階

TEL 048-790-0236 FAX 048-790-0240

E-mail iwatsuki-machidukuri@city.saitama.lg.jp

## (2) 令和元年度事業報告・令和2年度事業計画



### 令和元年度の施工実績(青色)

- 南辻新曲輪線舗装修繕工事(R1)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等

### 令和2年度の施工予定(緑色)

- 南辻新曲輪線舗装修繕工事(R2)
- 道路修繕等工事
- 草刈・せん定 等

南辻新曲輪線舗装修繕工事(R1)



(工事前)



(工事後)



車止めの補修



側溝、舗装の補修

## 事務所からのお知らせ

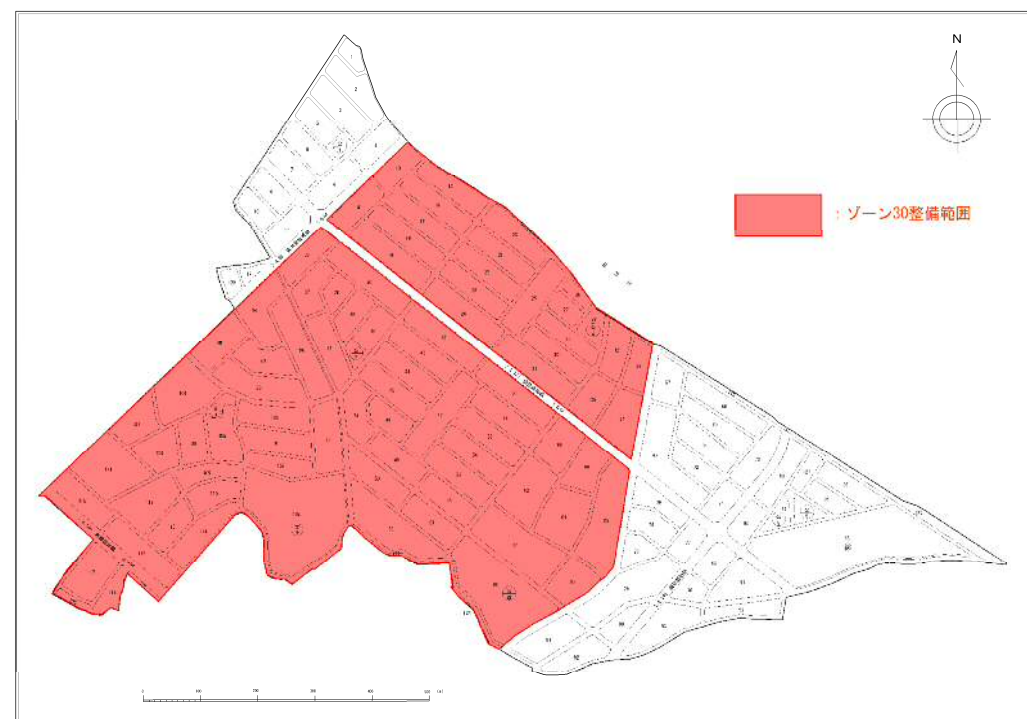
### ①ゾーン30整備事業について

令和3年度、江川土地区画整理事業地内の一部において、さいたま市建設局でゾーン30の整備を予定しております。ゾーン30が整備されますと、ゾーン内は原則、自動車の最高速度が30km/hになります。

#### 【ゾーン30整備事業とは？】

生活道路における交通安全対策の一つで、歩行者等の安全を確保するため、警察とさいたま市が連携して進める事業になります。

具体的には、ゾーン内をすり抜ける自動車の進入を抑制するために、ゾーン入口に最高速度規制の標識の設置、また歩行者等の通行に十分な幅員を確保するため、白線やグリーンベルト、路面標示を設置するものです。



※全体の整備範囲は、さいたま市HP「第2期ゾーン30全体位置図」をご参照ください。

### ②土地区画整理法第76条の申請

事業地内において、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築及び増改築等を行う場合、土地区画整理法第76条に基づく許可を受ける必要があります。

また、許可を受けた行為が完了した際に完了届を提出し、検査を受けていただく必要がありますのでご了承ください。

申請等の詳しい内容は、岩槻まちづくり事務所までご相談下さい。

※完了届は、施行者が許可内容に基づき、事業施行の障害なく完了されていること(道路境界を越境していないか等)を検査するものです。また、完了届の提出の際には、写真を添付していただく必要があります。